

令和5年度当初予算における引き上げ分の市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費（※）その他社会保障施策に要する経費について

【歳入】

市町村交付金（社会保障財源化分） 221,153 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,838,805 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 県 支出金	地方債	その他	うち引き上げ分の地方 消費税（社会保障財源 化分の市町村交付金）		
社会福祉	障害者福祉サービス事業	812,840	586,040	0	1	226,799	48,752
	小計	812,840	586,040	0	1	226,799	48,752
社会保険	介護保険事業	437,112	43,464	0	1	393,647	84,617
	国民健康保険事業	196,318	98,193	0	0	98,125	21,093
	小計	633,430	141,657	0	1	491,772	105,710
保健衛生	高齢者医療事業	392,535	82,280	0	0	310,255	66,691
	小計	392,535	82,280	0	0	310,255	66,691
合計		1,838,805	809,977	0	2	1,028,826	221,153

※社会保障4経費とは、消費税法第1条第2項により、「消費税の収入については、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」とされており、年金、医療、介護、子育てにかかる経費をいいます。